

# 第1部 序論

---

## 1 後期基本計画策定の趣旨

本市は、平成30年度から令和4年度までを計画期間とした第2次那珂市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）により、各分野で計画的にまちづくりを進めてきました。

現在本市は、社会経済情勢や人口構造の変化、デジタル化\*をはじめとする技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の意識と日常生活の変化、激甚化する自然災害への対応など、様々な課題に直面しています。また、社会保障費の増大や社会資本\*の整備、老朽化した公共施設の修繕などにより財政負担が大きくなる一方で、歳入の根幹である市税については、少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、大幅な伸びは期待できない状況です。

このように、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中でも、本市が今後も持続可能なまちとして発展を続けるためには、現在の計画を的確に評価分析するとともに、既存の慣習や経験にとらわれない新たな手法や考え方を施策に盛り込むなど、将来を見据えた対応が求められています。

これらを踏まえ、令和4年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、令和5年度を初年度とする第2次那珂市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定し、効果的かつ効率的で戦略的な行政運営を目指していきます。

## 2 総合計画の構成と期間

第2次那珂市総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。

### (1) 基本構想

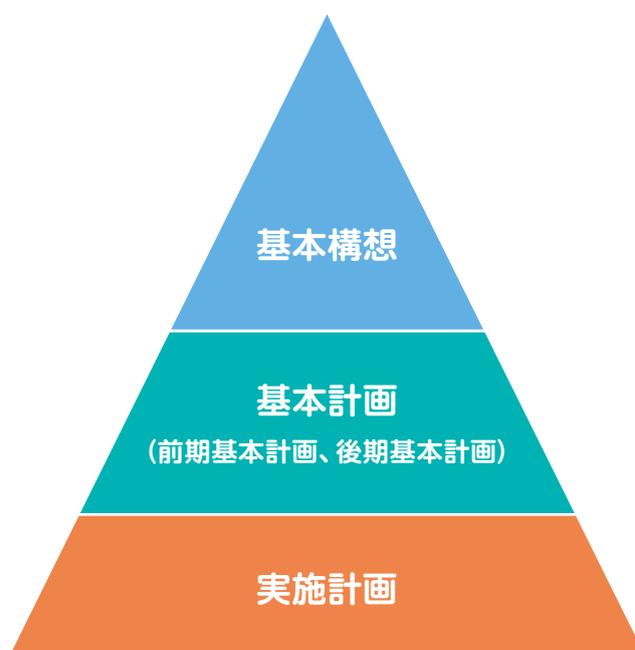
目指すべき市の将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの基本理念と施策の大綱を明らかにするものです。計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間です。

### (2) 基本計画

基本構想で示した施策の大綱に基づき、根幹となる施策を体系的に示し、施策ごとの取組方針を明らかにするものです。社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、計画期間は5年としています。後期基本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までとします。

### (3) 実施計画

基本計画で定めた施策の方針に基づき、3年間の具体的な事業計画を明らかにするものです。実効性の高い計画とするため、毎年度見直しを行うローリング方式\*により策定します。



総合計画期間

年度	和暦	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基本構想	10年間										
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）					
実施計画	毎年度ローリング方式で見直し										

### 3 後期基本計画の進行管理と行政評価

後期基本計画の進行管理は、総合計画の施策体系に沿って行政評価システムを機能させることにより行います。これは、第1次那珂市総合計画策定後から実施してきた取組であり、施策や事務事業の改革・改善に、その効果を発揮してきたことから、後期基本計画においても引き続き実施します。

これにより、行政サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を市民に公表することで、透明性の高い行政運営を進めていきます。



行政評価システムとは、総合計画で定められた施策体系の各段階（施策、基本事業及び事務事業）において、それぞれの目的を「対象（働きかける相手）」・「意図（対象にどのようになってもらうか）」で整理し、「成果指標（その目的がどのくらい達成されているかを測る指標）」を設定して、それらの指標を毎年度測定することで、前年度の活動内容を評価し、次年度以降の取組に反映させていく仕組みです。

## 4 前期基本計画における取組

前期基本計画においては、基本構想に掲げた将来像「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち那珂」を目指し、3つのまちづくりの基本理念「すべての人が安心して住み続けられるまちを目指します」「共に助け合い支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」「すべての人が輝く、賑わいのあるまちを目指します」を基に、6つの施策の大綱とその下に位置付けられた31の施策によって計画を推進してきました。

施策の大綱	施策
① みんなで進める 住みよいまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域コミュニティの充実を図る</li> <li>2 誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進する</li> <li>3 市民との協働によるまちづくりを推進する</li> <li>4 互いに尊重し合う社会の形成を図る</li> </ol>
② 安全で快適に 暮らせるまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強いまちをつくる</li> <li>2 犯罪を防ぐまちをつくる</li> <li>3 交通安全を推進する</li> <li>4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る</li> <li>5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る</li> <li>6 利便性の高い交通基盤を整える</li> <li>7 自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する</li> <li>8 安定的に水道水を供給する</li> <li>9 効率的に生活排水を処理する</li> </ol>
③ やさしさにあふれ 生きがいの持てる まちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して子どもを産み育てられる環境を整える</li> <li>2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える</li> <li>3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える</li> <li>4 家庭や地域で支え合う福祉環境を整える</li> <li>5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る</li> <li>6 健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る</li> </ol>
④ 未来を担う 人と文化を育む まちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る</li> <li>2 未来を担う青少年の健全育成を図る</li> <li>3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える</li> <li>4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える</li> <li>5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る</li> <li>6 多様な文化と交流する機会の充実を図る</li> </ol>
⑤ 活力あふれる交流と 賑わいのまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活力ある農業の振興を図る</li> <li>2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る</li> <li>3 地域資源を活かした観光の振興を図る</li> </ol>
⑥ 行財政改革の 推進による 自立したまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 効果的・効率的な行政運営を推進する</li> <li>2 健全な財政運営を図る</li> <li>3 多様な行政サービスを提供する</li> </ol>

前期基本計画期間中の取組の概要は、次のとおりです。

## 1 みんなで進める住みよいまちづくり

地域コミュニティの充実については、市民自治組織などと協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が地域活動に参加するきっかけづくりとして「協まち・カフェ\*」を開催しました。また、コミュニティ活動に必要な各種支援に努めました。

移住・定住の促進については、移住の総合相談窓口「いい那珂IJU-Labo」の開設や、シティプロモーション\*推進室の設置に取り組み、本市の魅力である「住みよさ」を市内外にアピールしてきました。

市民との協働によるまちづくりの推進については、協働のまちづくり推進フォーラム\*などを開催し、市民の協働に対する意識の醸成を図りました。情報の共有については、市政に対する市民の理解を深めてもらうため、市の職員を講師として派遣するまちづくり出前講座を実施しました。市民意見の広聴については、市長と意見交換を行う場を設ける「市長と話そう輪い・和い座談会」を開催しました。

人権尊重の推進については、人権教育を推進するとともに、人権相談会や啓発活動を実施しました。また、第2次市男女共同参画プランの後期実施計画を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組みました。

## 2 安全で快適に暮らせるまちづくり

防災・減災対策については、自主防災組織\*が行う防災訓練の充実を図るとともに、地域における防災リーダーを育成しました。また、防災行政無線のデジタル化\*や、多様な情報伝達媒体の活用を進め、災害情報の確実な提供に努めました。

防犯対策については、防犯カメラの増設や、防犯灯のLED化を推進するとともに、関係機関と連携した防犯活動や、市民への情報提供に努めました。

交通安全対策については、交通安全の意識啓発や、ガードレールなどの交通安全施設の整備を行うとともに、運転免許自主返納等支援事業を実施し、交通安全の向上に努めました。

生活環境の保全の取組として、公害防止に係る啓発活動、不法投棄防止活動、地区まちづくり委員会との協働で常磐自動車道側道クリーン作戦の実施などに取り組みました。

地球環境保全の取組については、市民団体が策定した、持続可能な社会への転換に向けた行動計画である「なかアジェンダ21」の周知及び普及に努めました。さらに、クールビズ\*やノーマイカーデー\*の普及に努めました。

交通基盤整備については、生活道路の整備や冠水対策に取り組むとともに、地域住民の交通手段の確保のためデマンドタクシー\*を増車及び増発しました。

都市基盤整備については、市街地の幹線道路の整備や街づくり事業により、都市基盤整備に取り組み、魅力的で住みよい生活拠点の形成に努めました。

水道水の供給については、浄水施設の統合を行い施設の最適化を図りました。また、老朽化した配水管の更新に取り組みました。

生活排水処理については、公共下水道整備において着実に未普及対策に取り組み、農業集落排水整備において7地区全てが完了しました。また、公共下水道未計画区域内の合併処理浄化槽\*への転換を推進しました。

### 3 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり

子育て環境の充実については、保育所入所希望者が入所できるように、保育施設の増設や増床などを行い、利用定員を増やしました。また、学童保育所も定員を増やし、受入れ強化を図りました。

高齢者福祉については、地域包括支援センター\*を中心に、総合相談業務に取り組むとともに、生活習慣病やフレイル\*予防などの保健事業と介護予防の一体的な実施に努めました。

障がい者福祉については、相談及び支援の充実を図り、必要なサービスの提供に努めるとともに、経済的な支援や、障がい者に対する理解促進に取り組みました。

地域福祉環境の充実については、福祉関係団体などへの支援に取り組むとともに、「ふくし相談センター\*」を設置し、生活困窮者などが困窮状態から脱却できるよう支援を展開し、包括的及び継続的な支援を実施しました。

医療体制の充実については、「茨城県央地域定住自立圏\*の形成に関する協定」に基づき、構成市町村と連携することにより、広域的に初期救急医療体制の確保を図りました。

健康づくりについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、関係機関と連携しながら予防接種を含め、感染症予防対策を進めました。

### 4 未来を担う人と文化を育むまちづくり

学校教育については、外国語指導助手(ALT)\*の増員や、GIGAスクール構想\*に基づいたタブレット端末\*の整備に取り組み、国際化及び情報化へ対応した取組を実施しました。

青少年の健全育成については、非行防止のパトロールなどを実施するとともに、ふるさと教室や家庭教育学級を実施し、青少年の健全育成に努めました。

生涯教育については、多様化する学習ニーズに対応しながら、図書館機能の充実や各種講座の提供に努めました。

スポーツに親しむ環境については、屋外スポーツの場として「那珂西リバーサイドパーク\*」を供用開始し、市民のスポーツ環境の充実に努めました。

歴史資産と伝統文化については、市民との協働により保存及び管理に努めるとともに、市指定文化財額田城跡本丸跡を公有化するなど、保存、継承及び活用に取り組みました。

多様な文化交流については、アメリカ合衆国のテネシー州オークリッジ市、台湾の台南市、秋田県横手市などとの交流を図るとともに、市内在住外国人が安心して生活できる環境づくりを進めました。

### 5 活力あふれる交流と賑わいのまちづくり

農業振興については、農業の収益力向上と担い手育成支援を目標に、市アグリビジネス\*戦略を策定しました。また、認定農業者や農業後継者、新規就農者に対する支援を行い、経営規模の拡大や市場評価の高い作物の生産拡大及び開発に努めました。

商工業振興については、新型コロナウイルス感染症の影響のある事業者に対し、市の独自支援を行いました。このほか、市商工会と連携するとともに「いい那珂オフィス」を活用し、創業者の支援に努めました。

観光振興については、「なかひまわりフェスティバル\*」や「八重桜まつり\*」などを開催し、交流人口\*の拡大に努めました。さらに、市自転車活用推進計画の策定やフィルムコミッション\*活動の強化などにも取り組み、新たな魅力づくりに努めました。

## 6 行財政改革の推進による自立したまちづくり

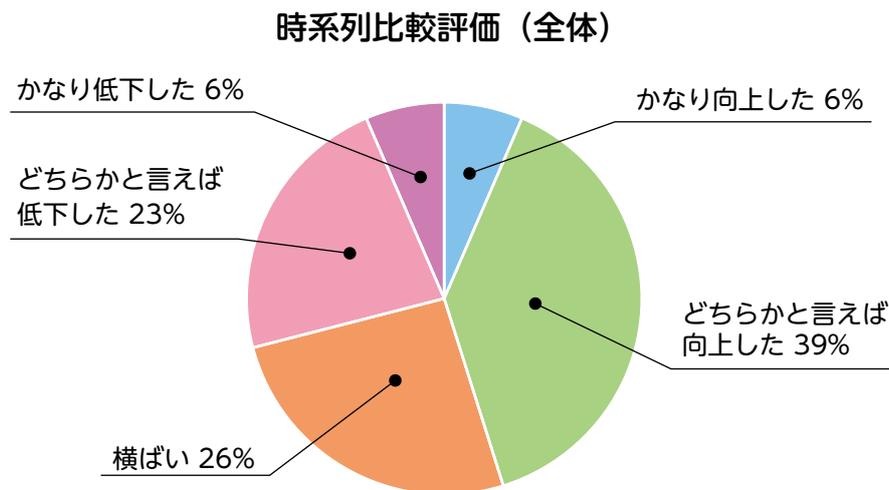
行財政改革については、第4次市行財政改革大綱\*に基づき、37項目からなる行財政改革に着手しました。行政評価システムについては、評価結果を公表し透明性を高めることに努め、さらに行財政改革懇談会による外部評価を開始しました。

財政運営については、経費の節減合理化と財源の効果的及び効率的な配分による予算編成に取り組み、持続可能な財政運営を図りました。また、市税、各種使用料などの納付について、利便性向上や機会の拡充を図るため、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンアプリ\*を用いた納付を可能にしました。

窓口サービスについては、利用者の利便性向上のため、申請書などの押印及び署名の見直しを実施するとともに、キャッシュレス決済\*を導入しました。

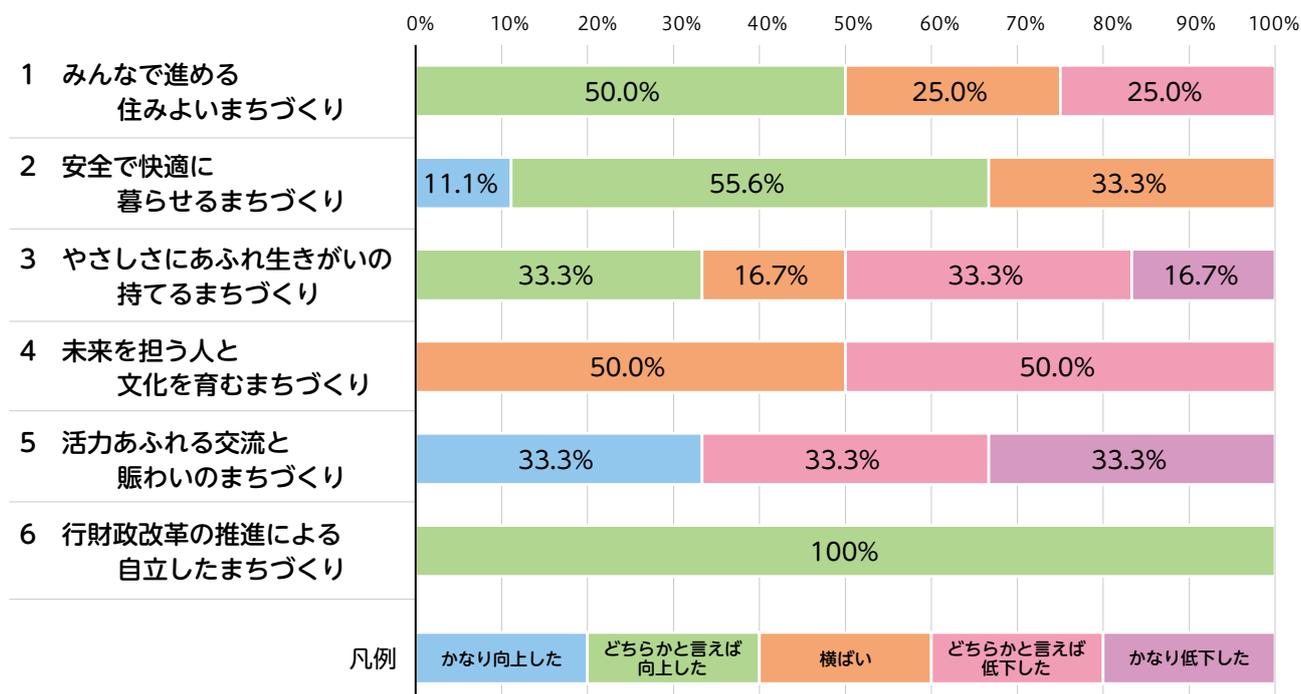
### 前期基本計画の統括

これらの施策は、行政評価システムにより進捗管理を行い、毎年度、成果指標を基に施策評価を実施しています。ここでは、その内容のうち、令和2年度時点での時系列比較（平成28年度と比較）の結果をまとめました。



全体を見ると、「かなり向上した」と「どちらかと言えば向上した」の合計が45%、「かなり低下した」と「どちらかと言えば低下した」の合計が29%であり、向上したという評価の方が大きい割合となっています。

## 時系列比較評価（施策分野別）



施策分野ごとにみると、時系列比較で向上した割合が高いのは、「2安全で快適に暮らせるまちづくり」と「6行財政改革の推進による自立したまちづくり」となっています。「2安全で快適に暮らせるまちづくり」で向上したと評価した施策は、防災や防犯、交通安全、環境保全、生活排水処理などの分野です。これらは、普段はあまり意識されないものの、私たちの生活に不可欠な生活環境を提供している施策が集まっています。また、「6行財政改革の推進による自立したまちづくり」については、行財政運営や窓口サービスなどの施策が含まれています。

逆に「かなり低下した」と評価された施策は、基本的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策であり、利用者数などが減少したため、評価が低くなっています。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策を除くと、向上したという評価の施策が多数を占めています。社会環境の変化に伴う施策への影響を適切に評価しながら、引き続き、それぞれの施策に取り組むことが求められています。

## 5 自治体に求められる視点

私たちの住む社会は、社会経済情勢の変化や自然環境の変化などにより、様々な課題に直面しています。それぞれの自治体において、次のような視点を踏まえた計画策定が求められています。

### (1) 少子高齢化に伴う社会経済の変化への対応

全国的に少子高齢化が進む中、国の地方創生\*の取組によって、各自治体はそれぞれの地域での人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできました。この課題は、引き続き最重要課題の一つであり、今後も積極的に取り組むことが求められています。

### (2) 新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした行政サービスの在り方の構築

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に多くの混乱をもたらしました。今後は、新型コロナウイルス感染症との共存を前提としながら、感染症対策を徹底した行政サービスの構築に努め、社会経済活動を維持していくことが求められています。

### (3) 高度情報化社会の進展に伴い提唱されているSociety5.0やデジタルトランスフォーメーションへの取組

高度情報化社会の進展に伴い、少子高齢化や過疎化といった社会課題を解決する手段として、あるいは新しい産業の育成や業務の効率化などを推進するため、国が提唱するSociety5.0\*やデジタルトランスフォーメーション\*(以下「DX」という。)の取組を推進していくことが求められています。

### (4) 地球規模での環境の変化に伴い、今後も増加や激甚化が懸念される自然災害への継続的な対策の見直し

世界各地でこれまでにない自然災害が増加し、国内においても自然災害が増加し激甚化する傾向にあります。新しい被害想定に対応した防災や減災の取組に努め、継続的に対策を見直していくことが求められています。

### (5) 地球環境問題としてのカーボンニュートラルへの取組

地球温暖化の傾向を踏まえ、温室効果ガス\*の排出抑制が世界的に求められています。国は2050年カーボンニュートラル\*宣言において、2050年までの脱炭素\*社会の実現を目指しており、それぞれの自治体においてもカーボンニュートラルへの取組が求められています。

### (6) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGsの掲げる目標は、全世界の国や団体、個人が共に目指すべきものとして掲げられています。各自治体においても、SDGsの理念と目標を共有し、誰一人取り残さない社会の実現に取り組むことが求められています。